



熊本県公報

第 1 2 6 8 3 号

平成 29 年 12 月 19 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環社会推進課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4

登 載 依 頼

- 松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (熊本県道路公社) 4
- 平成 2 9 年度熊本県保健医療推進協議会 (第 3 回) の開催…………… (保健医療推進協議会) 6
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る
一般競争入札の実施…………… (学校人事課) 6
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る
一般競争入札の実施…………… (") 10
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 の調達に係る
一般競争入札の実施…………… (") 13
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 の調達に係る
一般競争入札の実施…………… (") 16
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 20
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 20
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 の調達に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 21
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 の調達に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 22

告 示

熊本県告示第 1 0 9 0 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社洋平	ケアマネージ オーダーメイド	宇土市立岡町 2 1 2 番地 7	平成 3 0 年 1 月 4 日	居宅介護支援

熊本県告示第 1 0 9 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
多機能型支援センターオリーブ 玉名市横島町横島 5 8 番 6 4	合同会社 オリーブ 熊本市東区小峯 3 丁目 5 番 1 2 - 6 0 4 号 代表社員 稗島 奈由美	生活介護	平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 1 0 9 2 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 1 5 条の 1 7 第 1 項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

御船町大字辺田見字横手 9 5 8 番 1、9 6 0 番、9 6 4 番及び 9 6 5 番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号。以下「令」という。）第 1 3 条の 2 第 3 号イに定める継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 1 2 条の 3 第 2 号に定める市町村若しくは法第 7 条第 1 2 項に規定する一般廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたもの又は市町村、法第 1 4 条第 1 2 項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは法第 1 4 条の 4 第 1 2 項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたもの）に係る埋立地（公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 4 2 条第 1 項の承認を受けて埋立てをする場所にあつては、令第 5 条第 2 項又は第 7 条第 1 4 号ハに基づく環境大臣の指定を受けたもの）に限る。）

熊本県告示第 1 0 9 3 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 1 5 条の 1 7 第 1 項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

天草市本渡町広瀬字大矢崎 5 番 1 1 3

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 1 3 条の 2 第 2 号に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 8 5 号）第 2 条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項（同法第 9 条の 3 第 6 項において読み替えて準用する場合を含む）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第 1 5 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する同法第 9 条第 3 項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第 1 0 9 4 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大野地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 2 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	宇城市	松橋町大野字前田	1 9 7
2	〃	〃	2 1 9 - 1

3	宇城市	松橋町大野字前田	2 1 7 - 1
4	〃	〃	2 1 6 - 1
5	〃	〃	2 1 2
6	〃	〃	2 1 2
7	〃	〃	2 0 9 - 4
8	〃	〃	2 0 9 - 3
9	〃	〃	2 0 9 - 3
1 0	〃	〃	2 1 1 - 2
1 1	〃	〃	2 0 6
1 2	〃	〃	2 0 3

熊本県告示第 1 0 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山 5 4 0 番 1 地先から 同所 5 3 5 番 2 地先まで	125.7	単道改
		葦北郡芦北町大字古石字古道 6 2 3 番 1 地先から 葦北郡芦北町大字古石字筆坂 5 6 0 番 1 地先まで	340.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県告示第 1 0 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字野馬水 3 5 0 7 番 4 地先から 阿蘇郡南小国町大字赤馬場字遠見塚 3 7 4 9 番 4 地先まで	340.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

公 告

熊本県公告第 7 3 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区保田窪三丁目 1 番 6 6 号
- 2 築造者の氏名 有限会社ベンチャーリンク
- 3 道路の位置 合志市豊岡字笹原 2 0 0 0 番 1 9 1 9

- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 28.28メートル
- 6 指定年月日 平成29年12月6日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第194号

熊本県公告第740号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成29年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1365号	なたね油かす及びその粉末	粒状菜種油粕	窒素全量： 5.3 りん酸全量： 2.0 加里全量： 1.0	該当なし	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成35年12月9日
熊本県肥第1366号	乾血及びその粉末	乾燥血粉	窒素全量： 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本畜産流通センター 熊本県菊池市七城町林原9番地	平成36年1月9日

熊本県公告第741号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成29年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂崎 久敏	八代市沖町	八代市井揚町字式番割2885番1ほか3筆
堀田 勉	八代市植柳下町	八代市植柳下町字新谷3229番1ほか3筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字一艘取5637番2ほか2筆
森永 秀徳	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町鏡村字五番割1909番1
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5208番185ほか2筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字榎木丸3865番1ほか1筆

- 2 認可年月日
平成29年12月12日

登載依頼

熊本県道路公社公告第1号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成29年12月19日

熊本県道路公社 理事長 猿渡 慶一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託
- (2) 業務内容
 - ① 松島有料道路における料金徴収業務
 - ② 松島有料道路、松島有明道路及び大矢野バイパスの道路パトロール等交通管理業務

- (3) 委託期間 2018年4月1日から2021年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次の(1)から(5)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者
 - (3) 経営状態が健全であると認められる者
 - (4) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
 - (5) 次のいずれか該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある現場代理人を管理、事務所に専任で配置できる者
 - ① 九州地域内(沖縄県を除く。)に本店、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく他の会社又は地方道路公社等の有料道路若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく有料道路において過去又は営業所に有しない者においては、落札後3ヶ月以内に本店、支店又は営業所を熊本県内に設置すること。
 - ② 熊本県内に本店、支店又は営業所を有し、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定に基づき都道府県知事に届出をした駐車場で、単位時間制により料金を徴収する駐車料金システムを採用する者(無人駐車機器等によるものを除く。)又は海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業を現に営む者(海上運送法第2条第1項に規定する自動車航送業務を事業に含む者に限る。)のうち、次の全て条件を満たす者(これらの者から過去5年間に2年以上の料金徴収業務を委託している者を含む。)
 - ア 常勤職員 20名以上
 - イ 取扱台数 1日当たり500台以上(過去2年間における最大取扱台数)
 - ウ 営業年数 5年以上
 - エ 資本金等 500万円以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
 - (1) 申込みの方法
 - 熊本県道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。
 - なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先
 - 熊本県道路公社松島道路管理事務所
 - 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
 - 電話番号 0969-28-3331
 - (3) 申込等書類の受付期間
 - 平成29年12月19日から平成30年1月19日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、受付期間内に必着とする。
 - (4) 一般競争入札参加資格の有効期限
 - 資格確認の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知
 - 参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、平成30年2月7日までに通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 - 熊本県道路公社松島道路管理事務所
 - 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
 - 電話番号 0969-28-3331
 - (2) 入札説明書の交付
 - ① 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - ② 交付期間は、平成30年2月7日から平成30年2月27日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年2月28日(水) 午後1時30分
 - (2) 場所 上天草市松島町合津4276-44
松島総合センター「アロマ」第1研修室
 - (3) その他
 - 競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを持参すること。
- 6 入札書の記載方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書の金額の 36 分の 18 に相当する金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額と入札書の金額の 36 分の 18 に相当する金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額を合計した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日に係るものについては 108 分の 100、2019 年 10 月 1 日以降に係るものについては 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契約入札心得（熊本県競争契約入札心得を準用する。）の規定による。
- (3) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (4) 入札書は、5 の (2) 記載の入札場所に持参すること。
- 7 その他
- (1) 入札保証金 入札説明書による。
- (2) 契約保証金 入札説明書による。
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札の無効
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県保健医療推進協議会公告第 3 号

平成 29 年度熊本県保健医療推進協議会（第 3 回）の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成 29 年 12 月 19 日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 12 月 26 日（火）午後 3 時から
- 2 場所
ホテル熊本テルサ 3 階 たい樹（熊本市中央区水前寺公園 28-51）
- 3 議題
(1) 第 7 次熊本県保健医療計画（案）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話 096-333-2193）

熊本県教育委員会公告第 2 1 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月 19 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 1
 - (2) 予定数量
5,819,095 キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 - (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (6) 調達期間（供給期間）
平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。（14 施設）
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既にしている入札者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札金額に当たっては、入札金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成29年12月28日（木）午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業者の登録（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を行っている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までににおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.587キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を P D F 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する (1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で (3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 3 0 年 2 月 6 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 3 0 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 3 0 年 2 月 6 日（火）午前 1 0 時

(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 3 0 年 2 月 5 日（月）（必着）までに 1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を用いる条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を用いる条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を用いる条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,819,095 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: February 6, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第 2 2 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 2

(2) 予定数量

5, 0 3 7, 0 6 1 キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館 7 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 6 0 9 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

(4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

(5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 調達期間（供給期間）

平成 3 0 年 4 月 1 日（日）から平成 3 1 年 3 月 3 1 日（日）まで

(7) 供給場所

入札説明書による。（1 5 施設）

(8) 契約の種類

単価契約

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかにかつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (7) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3 (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付

期間

公告の日から平成 29 年 12 月 28 日（木）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1 (4) の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）附則第 11 条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）第 8 条第 1 項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が 1 キロワット時当たり 0.587 キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を PD F 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する (1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。

また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で (3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 2 月 6 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 30 年 2 月 6 日（火）午前 10 時

(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した

入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年2月5日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するのと同時に、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受

ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,037,061 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: February 6, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第 23 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 19 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 3

(2) 予定数量

5,309,415 キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館 7 階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 調達期間（供給期間）

平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

(7) 供給場所

入札説明書による。（21 施設）

(8) 契約の種類

単価契約

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、
 ウ 閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 エ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札金額は、本調達物品に要する費用の総額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもち、落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成29年12月28日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.587キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）

又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。
また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 30 年 1 月 23 日(火)午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 1 月 23 日(火)午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 2 月 6 日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 30 年 2 月 5 日(月)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 30 年 2 月 6 日(火)午前 10 時

(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 30 年 2 月 5 日(月)(必着)までに 1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定によ

り作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,309,415 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

- (2) Date and Place for tender:

Date: February 6, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第 24 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 4
- (2) 予定数量
5, 155, 772 キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課 (熊本県庁行政棟新館 7 階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
- (6) 調達期間 (供給期間)
平成 30 年 4 月 1 日 (日) から平成 31 年 3 月 31 日 (日) まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(22 施設)
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式 (紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている入札者については、公告後、次に入札期間内に入札可能な熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書 (以下「IC カード」という。) が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、IC カードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用し、熊本県電子入札 (物品調達・業務委託等) 運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の (1) から (7) までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3 (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書 (入札参加資格申請内容変更届を含む。) の受付期間
公告の日から平成 29 年 12 月 28 日 (木) 午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1 (4) の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
 - (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法（平成 23 年法律第 108 号）附則第 11 条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）第 8 条第 1 項の勸告を受けていない者であること。

- (4) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が 1 キロワット時当たり 0.587 キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2) から(6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 5 時まで

- (4) 提出先
1(4) の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 1 月 23 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1(3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 30 年 2 月 6 日（火）まで行う。

- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成 30 年 2 月 6 日（火）午前 10 時
(イ) 場所 1(4) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 30 年 2 月 5 日（月）（必着）までに 1(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執

行事務に係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 5,155,772 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
 Date: February 6, 2018, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 School Personnel Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2692
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第 16 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 1 2 月 1 9 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 1
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成 29 年 1 2 月 2 8 日（木）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 1 0 月 1 日から平成 31 年 1 1 月 30 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会告示第 17 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年12月19日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年12月28日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日(熊本県の休日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会告示第18号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年12月19日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年12月28日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を含め、日曜日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会告示第 19 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 29 年 12 月 19 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 4
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 12 月 28 日（木）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を含め、日曜日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。